

○肝付町叶岳森林体験交流施設の設置及び管理に関する条例

平成17年10月3日条例第175号

肝付町叶岳森林体験交流施設の設置及び管理に関する条例

(設置及び目的)

第1条 町民の健康及び福祉の増進と地域経済の活性化を図るため、肝付町叶岳森林体験交流施設
(以下「交流施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 肝付町叶岳森林体験交流施設
- (2) 位置 肝付町南方字大牟禮

(施設)

第3条 交流施設に次に掲げる施設を置く。

- (1) 休養休憩施設 (体験交流センター)
- (2) 休養施設 (コテージ)
- (3) その他の便益施設

(事業)

第4条 交流施設においては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 宿泊に関すること。
- (2) 第1条に規定する交流施設の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する事業
(管理の代行等)

第5条 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による町長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に交流施設の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条に規定する事業に係る業務
- (2) 交流施設の利用及びその制限に関する業務
- (3) 交流施設の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める業務

(開館期間等)

第6条 交流施設の開館期間及び開館時間は次のとおりとする。

施設名	開館期間	開館時間
休養施設（コテージ）	1月1日～12月31日	午後3時から翌日午前10時 ただし、連泊の場合はこの限りでない。
休養休憩施設（体験交流センター）		午前9時～午後10時

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、町長の承認を得て開館期間等を変更することができる。

（利用料金等）

第7条 町長は、交流施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 交流施設を利用する者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 町長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

4 指定管理者は、町長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

5 町長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

（利用の制限等）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流施設の利用を拒絶し、又は交流施設からの退去を命ずることができる。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

（2） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

（3） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者

（4） 施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を破損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

（5） 次条の規定に違反した者

（行為の禁止）

第9条 何人も、交流施設内において、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれがある行為をすること。

- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (4) 所定の場所以外の場所へ立ち入り、又は当該場所において喫煙し、飲食し、若しくは火気を使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が交流施設の管理上支障があると認める行為
(損害の賠償等)

第10条 交流施設内において、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、交流施設の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(肝付町叶岳ふれあいの森設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 肝付町叶岳ふれあいの森設置及び管理に関する条例（平成17年肝付町条例第95号）は、廃止する。
(指定管理者不在等期間における交流施設の管理に関する業務)
- 3 町長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者が不在の場合又は町長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第6条、第8条及び第9条第5号の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「町長」とする。
(指定管理者不在等期間の使用料)
- 4 町長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第7条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、交流施設を利用する者から徴収することができる。
- 5 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第7条第4項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は減額若しくは免除をすることができる。

附 則（平成19年3月12日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月22日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月 7 日条例第 6 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

施設利用料金

施設名		料金		
休養施設 (コテージ)	15坪型 1 棟 1 泊（6 人 用）	12,600円	6 人を超えた場合 1 人1,600円加 算	
	10坪型 1 棟 1 泊（4 人 用）	8,400円	4 人を超えた場合 1 人1,600円加 算	
休養休憩施設 (体験交流センタ ー)	室名	半日	全日	夜間
	林業体験学習室	1,500円	2,700円	2,000円
	林業体験実習室	1,500円	2,700円	2,000円
	食堂	1,500円	2,700円	2,000円
	厨房	1 回 1,100円		
	風呂	1 回 1,600円	10人を超えた場合 1 人100円加算	

備考

- 1 半日とは、午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時までをいう。
- 2 全日とは、午前 9 時から午後 5 時までをいう。
- 3 夜間とは、午後 5 時から午後 10 時までをいう。
- 4 超過料金は、1 時間当たり当該料金の 3 割を徴収する。
- 5 休養施設の 1 人とは、小学生以上を対象とする。
- 6 施設を営利目的に使用する場合の使用料は、10割増とする。
- 7 休養施設において、休日前、大型連休、夏季、年末年始の期間は、2 割まで利用料割増ができることとする。